

○東北学院大学G P Aに関する取扱い要項

平成28年 1 月20日制定第 1 号

改正

平成31年 2 月 8 日改正第20号

令和 4 年 3 月15日改正第32号

令和 6 年 2 月29日改正第45号

東北学院大学G P Aに関する取扱い要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東北学院大学（以下「本学」という。）が、東北学院大学試験施行細則第 8 条第 2 項に定める成績評価方法（以下「100点満点による評価」という。）と併せて成績評価に使用するグレードポイント（以下「G P」という。）及びその平均（以下「G P A」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において、「G P」とは、各授業科目の100点満点による評価に対応して設定された、S、A、B、C、D及びHの各グレードに付与される 4 から 0 までの評点をいい、「G P A」とは履修登録し評価を受けた授業科目のG Pから算出された 1 単位当たりの平均値をいう。

(対象授業科目)

第 3 条 G P A算出の対象授業科目は、本学卒業要件科目とする。ただし、100点満点による評価がなされない授業科目はその対象としない。

(グレード及びG P)

第 4 条 各授業科目の100点満点による評価とグレードの関係及び各グレードに付与されるG Pは次のとおりとする。

- (1) S (90点～100点) G P = 4
- (2) A (80点～89点) G P = 3
- (3) B (70点～79点) G P = 2
- (4) C (60点～69点) G P = 1
- (5) D (0 点～59点) G P = 0
- (6) H (試験放棄・履修放棄) G P = 0

(G P Aの種類と算出方法)

第5条 GPAの算出は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの数値を表記する。

(1) 学期GPAの計算式

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(2) 年間GPAの計算式

$$\frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(3) 累積GPAの計算式

$$\frac{(\text{過去に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{過去に評価を受けた科目の総単位数}}$$

(履修辞退科目の取扱い)

第6条 履修登録科目の辞退申請をした科目は、履修を放棄した科目とはせず、GPA算出の対象科目としない。

2 履修登録科目の辞退申請期間は、別に定める。

3 履修登録科目の辞退申請期間に辞退した科目の単位数はGPA算出には含めないが、履修登録上限単位数に含める。

(GPAの通知及び表記)

第7条 GPAの学生への通知は、成績通知書、履修成績通知書及び履修登録科目確認通知書に当該学期GPA、年間GPA及び累積GPAを表記することによって行う。

2 学業成績証明書には、累積GPAを表記する。

(学修指導)

第8条 各学部学科は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。

2 各学部学科は、学期GPAが学科におけるGPA分布の下位25%に含まれ、かつ、2.0未満の学生には、特別の学修指導を行わなければならない。

(退学勧告)

第9条 各学部学科は、各学部学科が定める手続に基づき、年間GPAが1.0未満の学生には退学を勧告することができる。

(準用)

第10条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、2024年度以降に本学大学院へ入学した者について準用する。

(事務)

第11条 この要項に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第12条 この要項の改廃は、教務委員会、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成28(2016)年1月20日から施行し、平成27(2015)年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年2月8日改正第20号)

この要項は、2019（平成31）年2月8日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日改正第32号)

この要項は、2022年3月15日から施行し、2021年10月1日から適用する。

附 則 (令和6年2月29日改正第45号)

この要項は、2024年4月1日から施行する。